

船舶事故調査報告書

平成22年12月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成22年7月11日 22時00分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位151° 2,130m 付近（概位 北緯33° 53.3′ 東経131° 14.5′）
事故調査の経過	平成22年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{りょうせい} 漁政丸、3.8トン YG3-59015（漁船登録番号）、個人所有 12.47m (Lr) × 2.35m × 0.88m、FRP ディーゼル機関、171kW（漁船法馬力数）、昭和61年9月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成22年7月21日 (平成24年3月26日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	本船：全損（沈没） 護岸：擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、宇部市宇部港内を宇部市宇部岬漁港に向けて東進中、船長が、南～南西風による波浪が大きいので、波の状況を見ながら機関を操作し、波に合わせて速力を調整して航行していたところ、平成22年7月11日22時00分ごろ、 ^{ひがしみぞめ} 東見初土砂処分場の護岸（以下「本件護岸」という。）に衝突した。 船長及び甲板員は、自力で消波堤の波消しブロックを伝わって本件護岸に上がり、海上保安官及び消防署員に救助されたが、船長が胸部打撲を負った。 本船は、右舷船首部に生じた破口から浸水して沈没し、後日引き揚げられたが全損処理された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南～南西、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の初期、波高 約1.5m
その他の事項	船長は、以前から漁場往復時に宇部港内を航行していたので、同港内に本件護岸が存在することを知っていた。 船長は、レーダーが波の反射で画面が白くなるので使用していなかった。

	<p>船長は、GPSプロッターを作動させると、画面の明るさで周囲の波の状況がよく見えなくなるので使用していなかった。</p> <p>本件護岸の高さは、低潮海面上約6mであった。</p> <p>本船は、本件護岸の上面から約1m下方に衝突した。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、夜間、宇部港内を東進中、船長が、船首方向に存在する本件護岸に気付かずに航行し、同護岸に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、南～南西風による波浪が大きいので、転覆しないよう波の状況を見ながら機関を操作することに意識を集中し、船位を確認しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、宇部港内を東進中、船長が、波の状況を見ながら機関を操作することに意識を集中し、船位を確認しなかったため、船首方向に存在する本件護岸に気付かずに航行し、同護岸に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	